

令和 6 年度

第 1 回東京都認証学童クラブ制度創設に向けた
専門委員会

令和 6 年 8 月 1 日

(午後5時10分 開会)

○安藤家庭支援課長(事務局)

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を担当させていただきます東京都福祉局子供子育て支援部家庭支援課長の安藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議はオンライン形式で開催させていただきます。入室時に委員の皆さまはミュート設定とさせていただきます。今後、ご発言を希望される際は、画面右下にあります「リアクション」をクリックしていただきまして、「手を上げる」をクリックお願いいたします。このアイコンにより挙手をしていただきまして、その後進行役から指名をさせていただきますので、画面左下のアイコンをクリックしてミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。ご発言の際は大変恐縮でございますけれども、氏名をおっしゃっていただきまして、音声マイクに近づいてからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再度ミュート設定にするとともに、先ほどの「リアクション」「手を下げる」をクリックして手を下げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に本日の会議資料でございますけれども、事前に送付させていただいております。次第に記載しておりますが、資料1から5までございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

なお、この専門委員会でございますけれども、原則として公開で開催しまして、資料、議事録も公開いたします。また、オンライン形式で傍聴されている方や、報道関係者によるオンライン会議の画面撮影もございますので、ご了承くださいと思います。

それでは第1回の東京都認証学童クラブ制度の創設に向けた専門委員会を開催いたします。

はじめに、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。本日は緒方委員が欠席ということでご連絡がございまして、その他の委員の皆さまにつきましては出席のご連絡を頂いております。

資料2でございますけれども、委員名簿を用意してございます。50音順となっております。上から順番にご紹介をさせていただきますので、大変恐縮でございますけれども、委員の皆さまから一言ご挨拶をお願いできればと思います。

まず荒井伸良委員でございます。

○荒井委員

あきる野市役所の荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

はい、よろしくお願いいたします。続きまして植木信一委員でございます。

○植木委員

新潟県立大学の植木信一でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

緒方礼子委員は欠席でございます。続きまして坂井徹委員でございます。

○坂井委員

東京都学童保育協会の坂井でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。次に佐藤晃子委員でございます。

○佐藤委員

川口短期大学こども学科の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。続きまして須崎洋司委員でございます。

○須崎委員

奥多摩町の福祉保健課の須崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。続きまして高橋誠委員でございます。

○高橋委員

東京都学童保育連絡協議会副会長をしています高橋と申します。職場は文京区柳町地区児童館長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。続きまして別府芳隆委員でございます。

○別府委員

台東区教育委員会児童保育課・放課後対策担当課長の別府と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。最後に水野かおり委員でございます。

○水野委員

一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。所属のほうをちょっと変更させていただきました。皆さまにご迷惑をおかけしましたことを、この場を借りてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

よろしくお願いいたします。続きまして、今回の専門委員会の委員長でございますけれども、事務局からの推薦ということで恐縮でございますけれども、本専門委員会の委員長は植木委員、副委員長は佐藤委員にお願いしたいと存じますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは植木委員長に改めてご挨拶をお願いいたします。

○植木委員長

皆さん改めまして、こんにちは。ただいま委員長に選出されました、植木信一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

毎日暑いですが、我々大人も参ってしまうような暑さ。子供たち、長い夏休みどうやって過ごすかな、過ごしているかなというふうなことも考えるわけでございます。特に学童クラブの子供たちは、長い一日どうしているかなということがとても気になります。一方で国の居場所づくり指針には、居場所かどうかは子供自身が決める、というふうに書かれております。学童クラブも子供の居場所の一部というふうに考えることができれば、子供たちが、暑くても長くても今日も学童に行きたいというふうに思ってもらえるような、そんな環境づくり、これは大人の役割かなというふうなことも考えるわけでございます。本専門委員会が、そのような子供たちの豊かな暮らしの一助になるというふうな議論ができれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

ありがとうございます。続きまして佐藤副委員長、改めてご挨拶をお願いいたします。

○佐藤副委員長

はい、改めまして副委員長に選出いただきました、川口短期大学の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

私自身は、児童館であるとか児童クラブの子供の放課後をめぐる研究をずっと続けてきているんですけれども、国の児童クラブの運営指針の解説書を作るときに、ちょっとお手伝いをさせていただいて、国の基準であったり運営指針だったり、解説書ができることで、どれくらい児童クラブの質というのが上がっていくのかなというところだったと思うんですけれども、なかなか、特に子供の生活という側面からして、それこそ人数が多かったり、なかなか過酷な環境の中で子供たちが過ごしている状況は変わっていないのかなというところがあるかなと思っています。少しでも子供たちの生活が豊かに、またのんびりだったり子供たち同士の関わりを深めたりであるとか、豊かな放課後ができるようにサポートできる体制といいますか、そこの部分をポジティブに議論できたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

ありがとうございました。それではこの後の進行は植木委員長にお願いしたいと思います。

○植木委員長

はい、わかりました。それでは早速議事に入ってまいります。

次第の順番に沿って進めてまいりますけれども、1項目ずつ事務局から説明を受けまして、その都度委員の皆さま方からご質問を受ける形で順次進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事の1つ目でございます。「東京都認証学童クラブ制度の創設に向けた取組について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局から資料3に基づきまして、「東京都認証学童クラブ制度の創設に向けた取組について」ご説明をさせていただきます。

まず事業の目的でございます。国の学童クラブ運営指針にも書かれていることですが、子供の自主性、社会性及び創造性を育むこと。また、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し、学童クラブの充実が図れるよう、設備運営基準を上回る都独自の新たな運営基準による認証制度の創設に向けた調査研究を行うこととしております。その際に2つの視点としまして、その下に①②ということで記載しておりますとおり、児童・保護者・職員の3つの視点で充足した質の高いサービスを保証できる体制を整備すること。そして民間参入を促進し、多様なサービスの提供体制を整備することをポイントとしたいと考えております。

下段が本年度の事業の概要でございますけれども、一つが当専門委員会の設置による制度創設に向けた検討でございます。

2つ目が実態調査の実施でございます。学童クラブの運営実態や課題を調査するとともに、利用者のニーズを把握しまして、この専門委員会での検討の材料としていきたいと考えております。

そして3つ目が区市町村における先行実施でございます。今年度、都内で先進的な取組を行う区市町村への支援を行い、その実施状況や成果を制度の検討に活かしてまいりたいと考えております。

次の資料をご説明させていただきます。実態調査の概要でございます。

対象としまして、子供、学童クラブ、区市町村、保護者、都外自治体に調査を行ってまいります。

まず子供アンケートでございますけれども、小学校低学年、高学年それぞれ200名を対象としまして、学童クラブを利用しているの感想や、やりたいこと、変えてほしいことなどをアンケートいたします。

次に学童クラブアンケートでございますけれども、公設公営、公設民営、民設民営の学童クラブ1100施設を対象としまして、記載のように運営実態や課題を把握するためのアンケートを実施いたします。

次に区市町村アンケート・ヒアリングにつきましては、学童クラブを実施しております都内57区市町村を対象としまして、取組状況の詳細や課題を把握するためのアンケート・ヒアリングを行います。

次に保護者アンケートでございますけれども、学童クラブを利用する保護者を対象としまして、利用の状況や学童クラブとして充実してほしいこと、今後の利用見込みなどのアンケートを行います。

最後に都外自治体ヒアリングにつきましては、東京都以外の5つ程度の自治体を対象としまして、学童クラブの質の向上に関する取組についてヒアリングを行いたいと考えております。

次の資料をご覧くださいと思います。

認証学童クラブの先行実施事業でございます。認証学童クラブの制度創設に向けまして、先進的な取組を実施する区市町村への支援を行いまして、その実施状況や成果を制度の検討に活用することといたします。

調査の研究検討テーマとしましてはアからオに記載のとおりでございます。

一つが学童クラブにおける適切な人員配置について、でございます。

2つ目が学童クラブの質の向上や人員確保・定着につなげるための支援について、でございます。

3つ目が学童クラブにおける子供の活動内容について、でございます。

4つ目が学童クラブで提供するサービスについて、でございます。

そして5つ目としましては、これ以外にも学童クラブの適切な運営について、質の向上に資する取組について区市町村から提案を受けた上で採択しまして、実施区市町村から、右に具体的に先行事例の例として書いておりますけれども、こうした内容の先行事例につきまして、その実施状況や成果の詳細を報告してもらいまして、今後の検討の際の材料として活用していきたいと考えているところでございます。

最後に、この専門委員会の進め方についてご説明させていただきます。

本日第1回では、今後の検討の進め方、都内学童クラブの現状についての共有、そして今後認証学童クラブ制度の創設に向けた課題についてを議題といたしております。

続いて第2回では、先ほどご説明しました実態調査の結果が揃ってまいりますので、その結果を報告するとともに、現在学童クラブを運営している関係者へのヒアリングも予定しております。その上で制度創設に向けた課題整理を行いたいと考えております。

第3回目では、先行実施事例の報告をさせていただくとともに、認証学童クラブの制度の方向性をご議論いただきまして、最終回の第4回におきまして認証学童クラブ制度の事業案をまとめていきたいと考えております。

認証学童クラブ制度の事業化に当たりましては、最終的には東京都の予算編成が伴うものでございますので、この委員会でご議論いただいた事業案を踏まえて事業内容を検討していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございました。ただいまの説明にありましたように、国の設備運営基準を上回る。ここが大変重要なところでございます。すなわち、本専門委員会の議論を経て、東京都の学童クラブを底上げしていくということが大きな事業の目的であるということをもまず確認をさせていただきたいと思います。その中で事業の内容としては3つ。

専門委員会で定期的に進めていくわけでございますけれども、中には関係者のヒアリング等を含めて、多角的に検討ができること。それから実態調査ですね。この中には子供アンケートも含まれているということでございます。ちなみにこうした放課後児童クラブを利用する子供たちへのアンケート等に関しましては、国も進めておるところでございますので、そちらのデータとの比較の中からまた新たな発見があるかもしれません。

それから3つ目の区市町村における先行実施ですね。こうしたデータを集めるということが狙いになるわけでございますけれども、この先行実施を行うことによって量的にも底上げをし、また質的にも底上げを図っていくというようなことになろうかと思えます。

それでは、ただいまの説明に関しましてご意見やご質問でございますでしょうか。今の時点ではよろしいですか。ではまた最後のところで、まとめてご質問を受け付けたいと思いますので、その際にお気づきのところがありましたらご発言ください。

ありがとうございました。

それでは議事の2つ目に進めてまいります。

議事の2つ目「都内学童クラブの現状及び補助事業の概要について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは資料4によりまして「都内学童クラブの現状及び補助事業の概要について」ご説明させていただきます。

まず学童クラブの数的目標でございます。上段に記載しておりますけれども、令和2年度から令和6年度までに登録児童数25,000人増を目指すという目標を、東京都子供・子育て支援総合計画第二期におきまして、目標を設定しているところでございます。これに対しまして登録児童の増加の推移でございますけれども、それが下の「現状」というところにグラフを示しておりますけれども。令和5年度までに22,304人増となっております。目標は達成しそうな見込みではございますけれども、潜在ニーズの顕在化によりまして待機児童数は令和5年度で3,524人と高く推移しているという状況でございます。学童クラブの一層の設置促進が求められているという状況でございます。

次の資料をご覧くださいと思います。

令和5年5月1日時点での学年別の児童数の状況でございます。左上の円グラフでございますが、低学年であるほど利用児童は多く、小学校1年生から3年生までで約91%を占めているという状況でございます。

右側の円グラフが同じく令和5年5月1日時点でのデータでございますけれども、学年別の待機児童数の内訳でございます。待機児童につきましては多い順に小学校3年生が35.1%、小学校4年生が24.4%、小学校2年生が21.1%となっております。

左下が運営主体別の学童クラブ数でございます。公設の民間委託化が進んでおりまし

て、公設公営クラブが減少する一方で公設民営クラブが増加傾向にあるという状況でございます。民設民営クラブは増えてはおりますが、微増という状況でございます。

右下が、都型学童クラブの数でございます。後ほどご説明しますが、都型学童クラブとは、民営のクラブを対象としまして平成 22 年度から都独自の基準によります補助制度を実施しております。これによりまして公設の民営化、先ほど申し上げましたが、そうした民営化には寄与しておりまして公設民営は増えているという状況にございますけれども、民設民営は微増という状況になってございます。

次の資料でございます。左上が実施場所別の学童クラブ数でございます。学校の余裕教室の活用が令和 5 年度で 619 ケ所と一番多く、次いで学校の敷地内に学童クラブの専用施設を設置しているのが 463 ケ所となっております。それらの学校内のクラブ数が全体の 55%を占めているという状況でございます。

右上が実施規模別の支援の単位数でございます。ボリュームゾーンが、支援単位の人数としましては 31 から 40 人といったところが 34.7%となっているというところでございますが、40 人を超える支援単位というところも一定数存在しまして、40 人を超える部分は合計しますと全体で 41%を占めているという状況でございます。

左下が平日の終了時刻でございます。都型学童クラブの推進もありまして、19 時まで開所といったところが増えておりますが、19 時までが全体の約 89%ということになっております。19 時を超えたクラブというのがその下になります。全体としましては約 11%となっております。

右下が雇用形態別の職員数でございます。常勤職員が約 35.7%となっております、非常勤職員が半数以上となっている状況でございます。

次の資料をご覧くださいと思います。上段が障害児を受け入れている状況でございます。令和 5 年度の実績をご覧くださいますと、障害児を受け入れているクラブの数は全体の 67.8%でございます、箇所数にして 1329 ケ所となっております。受け入れ人数は登録児童数に対する比率としまして全体の 3.4%でございます。ともに過年度からの比較でいいますと増加傾向となっているところでございます。

その下が利用料別のクラブ数でございます。表側が利用料金額別でございます。表頭が総数と右側にその内訳として公設公営、公設民営、民設民営の内訳を記載してございます。利用料の月額が 10,000 円未満のクラブ数が全体で約 95%を占めているという状況でございます。公設公営、公設民営は全体の分布で見まして 12,000 円未満となっておりますが、民設民営ではそれ以上の利用料のクラブも一定数あるという状況でございます。

次の資料をご覧くださいと思います。「学童クラブの設備運営基準と都型学童クラブについて」でございます。こちらは皆さまご存知のことと思いますけれども、学童クラブは区市町村への届け出制となっております、設備及び運営の基準は区市町村が国の基準を参酌して条例で制定しているというところでございます。

東京都は開所時間の延長などサービスの質の向上を図るとともに、民間事業者の参入を進めるため、平成 22 年度から都型学童クラブを進めております。全体のクラブ数の 4 分の 1 程度 508 クラブという令和 5 年度実績でございますが、508 クラブというところに留まっているという状況でございます。

都型学童クラブの特徴はその下に記載しておりますが、午後 7 時以降までの開所、毎日の開所、そして規模については一つの支援単位で概ね 40 人以下、上限 70 名までを絶対としているところでございます。

あと専用区画の基準としまして、児童一人につき 1.65 m²以上を確保といったような規定としております。

また職員体制としまして、1 事業所につき 1 名は常勤職員とする、としているところでございます。

都型学童クラブにつきましてはその下に記載していますけれども、国庫補助の上乗せで都が独自の補助を行っているというところでございます。

次の資料からは、国と東京都の加算補助の一覧となります。多数ございますので詳細の説明は省略させていただきます。障害児の受け入れを促進するための職員の加配の加算であったり、職員の処遇改善、学童クラブの環境整備の加算などの補助となっております。これらの一覧 2 枚おめくりいただきますと、都が単独で今年度から実施している事業の資料となっております。

まず、「学童クラブ育成支援体制強化事業の拡充について」でございます。こちらは、設備運営基準に規定する職員体制に加えまして、育成支援の周辺業務や運営業務等を行う職員を加配するための国の補助につきまして、区市町村がより活用できるように都として補助額を倍の金額にした上で、区市町村を支援しているというものでございます。児童支援員の育成支援の周辺業務を行う職員を手厚くすることで、支援の質の向上を図るような取組の一環として行っているものでございます。

続きまして、「学童クラブの第三者評価の受審推進の拡充について」でございます。今年度から第三者評価につきまして国の評価項目を拡充しまして、実施内容のところに記載しておりますけれども、利用者調査も併せて行う「東京都福祉サービス第三者評価」を実施しておりまして、その受審を促進するために東京都として国の補助額を上乗せして 60 万円の補助を行っております。補助を受ける要件としまして、3 年に 1 回は必ず受審することとしているところでございます。

続きまして「昼食提供の支援」でございます。夏休みなどの長期休業期間におきまして、昼食提供を行う区市町村を支援しております。具体的には食費以外にかかる、配食の集金に係る注文システムの導入経費や運搬などに係る周辺経費などを対象にして支援をしているというところでございます。

続きまして「デジタル化の推進事業」でございます。こちらも国の補助事業で ICT 化推進事業というものがございまして、学童クラブの業務効率化を目的としたものでござ

います。国の補助制度の活用が一つの支援単位あたりに1回限りとなっておりますので、学童クラブが複数年度に渡ってさまざまなデジタル化を図れるよう、国の事業に上乘せして支援を行っているというものでございます。

最後に「放課後児童支援員の資質向上研修・認定資格研修」でございます。こちらは新規ではございません。従前から取り組んでいるものでございます。支援員として資格を認定するための研修、それが下のほうになります。認定研修の実施というところに加えて、勤務経験5年以上の中堅に当たるような職員の資質向上を目的としました研修。その2つを実施しているところでございます。学童クラブの設置促進に伴って、認定資格研修の受講ニーズは増加しているところでございまして、東京都としましても認定資格研修の受講定員枠というところは、今年度も増員を図って実施して学童クラブの設置、また人員の確保といったところを支援しているというところでございます。

説明は以上でございます。

○植木委員長

ありがとうございました。現状においても都独自の各種の補助事業があるということが分かるかと思います。とはいえ、クラブの支援の単位の規模別を見ますと、概ね31人から40人、これは適正規模と呼ばれている規模でございますけれども、これが一番多い。34.7%とはいえ、それを超える41人以上がおおよそ41%程度あるというようなこと。これをどう見るか。すなわち大規模クラブの課題ですね。それからもう一つは、障害のあるお子さんの受け入れについても報告がございました。いわゆる放課後児童健全育成事業の他に、放課後等デイサービス事業という障害のあるお子さんを受け入れる事業がございすけれども、その事業を拡大している、あるいは放課後児童クラブとの連携が進んでいるということがいわれているわけでございます。と同時にその障害児の受け入れが、学童クラブ都内の学童クラブにおいても増えているということ。これをどう見るかということが一つかと思います。

それから長期休みの昼食提供等。これもじわじわと全国で広がっているところでございますが、ここについても都としての支援事業がスタートして、今年度からの予算でスタートしているということでございました。

その他各種の説明がございましたけれども、ただいまの説明につきましてご質問等がありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ここもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは議事の3番目に移ってまいります。議事の3番目は、「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた課題について」でございます。これは資料の5になります。こちらに具体的な項目が並んでおりますが、まずは説明をいただきまして項目ごとに意見交換を行い、そして新しい制度の創設に向けた課題の洗い出しを行っていきたいというふうに考えております。

それでは事務局から資料5の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料5をご説明させていただきます。認証学童クラブの目的としまして、冒頭ご説明させていただきましたけれども、児童・保護者・職員の3つの視点で充足した質の高いサービスの実現というところと、民間の参入促進という観点から、今後推進していくための策を考えていきたいと思っています。そのための課題の洗い出しを行っていければと思っています。

まず児童の視点でございますけれども、適切な支援環境をどのように考えるかといったところで、定員、職員配置、障害児の受け入れなどの観点があるのではないかと考えております。また、活動内容としまして国の運営指針にも沿って、子供の自主性、社会性、創造性を育む活動内容をどのように考えるかという点も考える必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に保護者の視点でございます。共働き世帯の増加など保護者の多様な働き方に合わせましてそのニーズに応じた学童クラブで提供するサービス、具体的に開所時間や送迎、昼食提供など求められるニーズについて検討できればと考えております。

3点目が職員の視点でございます。質の向上を図る上で職員の増配置の必要性、処遇改善、そして人材育成といったところで、研修の充実などによるというところがありますが、人材の確保・定着・育成をどのように考えるべきか検討できればと考えております。

最後に民間の参入促進でございます。都型学童クラブをこれまで実施しているところでございますが、より一層の参入を促進し、多様なサービスの提供体制を確保していくためにどのような取組が求められるか、課題について整備ができればと考えております。

以上よろしく願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございました。資料5の課題の案ということで具体的な項目の提示がございました。一つずつご意見を伺ってまいりたいと思います。

まずは主な課題(案)の1の1つ目です。「子供の視点で充足した質の高いサービス」の1つ目、適切な支援環境をどのように考えるか。定員、職員配置、障害児の受け入れなどでございます。この部分に関しましてご意見を頂きたいと思います。いかがでございましょうか。

先ほどの資料の中で、都の現状の説明がございました。さらには現在の都の独自の施策の説明もございました。そういった意味では東京都、都内の学童クラブとしてどのように考えるかということになります。身近な学童クラブの課題というのが、往々にして全国の普遍的な課題にも通ずるのではないかと考えております。委員の皆さま方の普段から考えていらっしゃる考え方とか、あるいはアイデア等も含めてございましたらこの際ご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、水野委員お願いいたします。

○水野委員

はい。育成財団の水野と申します。よろしくお願いいたします。

1 番の「適切な支援環境を」という面でございますが、定員につきましても運営指針、基準のほうに則った 40 が一番多いというところを見ても、このあたりがやはり妥当な数字なのではないかなと思われまします。また、大規模につきましても今ニーズがとて高くなっておりますので、その対応としてやむを得ず大規模になっている部分も、もしかしたらあるのではないかなという推測が、この数字を見て思いました。

また職員配置ですが、グラフのほうで常勤が 36%というふうに記載がありますが、思った以上に常勤職員以外の方のほうが多いんだなというのを、東京都でもこういう状況なのかということを感じましたので。基本的には認定資格という資格もできておりますので、常勤職員がしっかりと子供たちを見る、支援をするということが基本であるのではないかと、とても感じました。

また障害児の受け入れにつきましては、集団の場である部分とお互いのメリットもともあると思うんです。そのへんも踏まえて障害児の受け入れ状況も年々上がってきている部分と、医療的ケア児の受け入れをされている自治体も少しずつ増えてまいりました。それに伴っては看護師の配置ですとか、職員の負担とかにならないようなご配慮をいただきながら、そういう障害のあるお子さんなども皆さんと一緒に同じ空間で過ごすということも大事な環境の一つではないかなと感じました。

1 番の上の■(四角)のみについてまずお話をさせていただきましたが、私の感想というか私の感じたところでは以上になります。

ありがとうございます。

○植木委員長

水野委員ありがとうございました。

大規模のクラブがある一定程度あるということでございますが、このあたりもやむを得ず大規模化しているということも、ひょっとしたら含まれているかもしれないですね。そうすると、そのやむを得ない状況を解消すべく手立てということも、この専門委員会の中で議論できるかもしれないですね。

ありがとうございました。

では続きまして、坂井委員お願いいたします。

○坂井委員

学童協会の坂井でございます。よろしくお願いいたします。

協会としてもそうなのですが、私ども日本保育サービスとして学童今 120 ヶ所経営させてもらっています。その中で、学校内学童も多くございまして。こちら各基礎自治体さんにいつもお願いさせてもらっているのですが。日々教室が変わるんですね。そうすると子供たちの環境がものすごく変わりますし、かつ我々も行ったことのないようなク

ラスで行われることも多々あります。特に発達障害のお子さんも今多い中で、環境が今日はこっち、明日はこっちというような状況だと大変困る状況があり。このへん基礎自治体さんによって運用が全然違うのですけれど。このへんはしっかり東京都さんのほうで揃えていただけると大変助かるなと思っております。

それから発達障害の加配の担当についても、基礎自治体によって考え方が全然違いますので、やはりこのへんもしっかり揃えていただけると大変助かるなと思っております。

アンケートでいろいろと出てくるといいますけれど、それぞれの基礎自治体によって全然考え方が違いますので。そのへんも議論させていただきながら、いい制度を作っていければと考えております。よろしくお願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございました。

子供たちが住む場所によって条件が変わるということは、これは不均衡を生むわけでございます。そういった意味では、どこにいてもどのような条件の元においても、同じ質でサービスを受けられるというようなことですよね。そういったことに寄与できるような条件の整備、これも本専門委員会でも議論すべき内容かなと思いました。

ありがとうございました。

別府委員をお願いします。その次高橋委員をお願いします。

○別府委員

恐れ入ります。台東区の別府でございます。よろしくお願いいたします。

私ども台東区でございますが、待機児童が出ていまして。待機児童が出ている自治体ですと、現状対応可能な施設におきまして一人当たりの1.65の平米を守りながら、できるだけ多くの児童を受け入れたいというふうに考えざるを得ない施設があるということも事実でございます。今回大きな課題である「質の高いサービス」という面で、スペースあるいは面積の面からちょっと逆方向の力が働かざるを得ないような、そういう施設があるというのも事実でございます。その中で、私もクラブに何回も足を運ぶわけですが、できるだけお子さまたちに、その日の出席状況にもよりますけれども、広い環境で育成ができればというふうには日頃から考えております。1.65よりもさらに広いスペースが確保できればというのは、待機児童の量の確保の部分を考えながらもいつも考えているところでございます。1.65よりも広い平米数を台東区でも確保している施設があるわけですが、そういうところにインセンティブを与えていただくような制度があれば、定員設定の際に考慮に入れることはあり得るのかなと思っています。

○植木委員長

ありがとうございました。

子供たちは良い環境で育てられるわけでございます。放課後、もしくは長期休業中もそうですが、体を動かしたい子供もいれば静かに過ごしたいという子供もいるかもしれ

ない。あるいは支援員や他のお友だちと交流したいという子供もいれば、今日はちょっと一人で過ごしたいという子供もいるかもしれないですね。そうしますと、その日ごとの子供たちのニーズに合わせた居場所、あるいは環境。こういった、子供たちが学童クラブでの過ごし方を選択できるというふうなことです。こういった条件の整備ということもまた議論の一つになろうかなと思いました。ありがとうございました。

では次、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

今発言をするのは、児童の視点で充実した質の高いサービスということにはなりますけれども、他の項目も含めて、やはり学童保育として学童クラブとしてのその根幹をどこに置くのかという、そこはちゃんと押さえておくべきだろうというふうに思います。そういう意味でいうと、子供たちの「生活の場」なのだというところ。まずこれをしっかり押さえる必要があるのだろうなと思います。子供たちは毎日その学童保育、学童クラブに学校が終わってから帰ってきてそこで生活をしているという、それが日常的な子供たちの生活であるということです。まずこのことを押さえるということ。そのためにも、定員の問題でいえば、やはり大規模化ということになってくると一人一人の子供たちが、やはり自分の過ごし方が見出だせなかったり、仲間関係が作れなかったり。そういったケースというのは私自身現場にいながら数多く見てきました。どうしても1つ当たりのニーズが多ければ小集団化が始まり、自分の仲の良い友だちは分かるけれども他には関心を示さないとか。どこの仲間関係、グループにも所属ができない子がいたり。そういった問題もその中には出てくるだろうと。そして、今度はそこにいる指導員との関係でいえば、いろいろな子供からの要求が上がるけれども、なかなか応えきれない。どうしてもいろいろな生活の中でいろいろなことがあって、そこでやはり注意してみていかなければいけない子供もいて。そういった子に対しては目が向くけれども、そうではなくて例えば一人で過ごせることができてしまう、そういった子に対してはなかなか目が向かないだとか。そういったことも実際には起こり得るだろうというふうに思います。現場にいて、やはりいろいろなことを抱えている子供たちとどう関わるのかというのは、一人一人の子供たちのことを現場にいる指導員が理解していなければ、なかなか難しいだろうなと思います。その場で、我々のほうが気になった子がいたときに、声を掛けるのか。はたまた今は声を掛けないでもうちょっと様子をみるのか。これは対子供との関係、その子のことに対して理解がなければ全部その対応、関わりは変わってくると思います。そういったことを一人一人把握するという意味でも一定の定員、今でいうと概ね40名以下といったところが一つのラインになるだろうなと思います。

続いて職員配置についてですが。水野委員からもご発言がありましたが、やはりその常勤の部分ですね。やはり運営指針の中でも、子供を受け入れるということがどういうことなのか。学校から帰ってきたときに、その場所に指導員がいればいいのかどうなの

かという、ただ単純にそういう話ではないだろうと思っています。受け入れのための準備も必要ですし、その準備の中では職員間の打ち合わせだとか、そういったことも全部含まれて。そういう時間もその勤務の中で確保する必要があるのだろうと。そういった意味でいうと、常勤をもっと増やしていくというのは私も賛成ですが、常勤職員といっている常勤の定義ですね。一般的な社会通念上でいえば、38 時間 45 分だとか 40 時間だとかいうことが社会通念上の常勤になると思いますが。やはり実際に事業を行う上で準備も含めてそういった時間が保証される、そういう意味での常勤配置ということが必要だろうなと思います。

障害児の受け入れの部分については、私は先ほどご発言があった坂井委員が言われることは本当にそのとおりだなと思っています。今国のほうでも運営指針の見直しが行われていて、その前のパッケージの中でもタイムシェアという言葉が出てきていますけれども。本当にそれが子供にとってどうなのか、毎日毎日過ごす場が違うということが、本当にそれが子供たちにとってどうなのかということは考える必要があるだろうなと思います。どうしても学校の余裕教室を活用したり、そういったところが一定数あるというのは先ほどの資料でもお示しいただきましたけれども。そういった核となる部屋があって、さらにプラスアルファとして特別教室が用意されるということであれば理解ができるのだけれども、その日その日でそういった教室、場所が違うというのは子供たちにとってやはり混乱を招くし、特に発達障害の子供たちだとか、そういった部分の子供たちで考えると余計に混乱するだろうなと思います。タイムシェアのことも少し触れましたけれども、やはり子供たち日々の生活というのが、今日の生活が明日につながり、明日の生活が明後日につながりと継続性があると思うんです。そしていろんなものを作ったり、ごっこ遊びをしたりということが、同じ場所でいえばまたその続きがずっとできるけれども、そういったこともなかなかできなくなるという環境はどうなのかなというふうに思います。ちょっと話があちこちに行って申し訳ないですけども。障害のある子の部分での話を戻すと、今全体的に障害のある子の受け入れ というのは増えているのかなと思います。そういったことを考えると、そういう子供たちに配置というのはもちろんのこと、もう一つはそういう子供たちが過ごすためにも、やはりスペース、施設設備の確保ということがもう一つの課題かなと思います。みんなの中で過ごす時間をどう保証するのかというのが、保育の中での一つの課題になるかと思いますが、やはりその子自身が落ち着いて過ごす場所をどう保証するのか。それも合わせて考えていく必要があるのかなと思います。そういう意味ではもっといろんな施設設備が活用できる、そういった方向性を考えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上になります。

○植木委員長

ありがとうございました。

「生活の場」という大変重要なキーワードの発言がございました。先日ある児童クラ

ブに行きましたら、支援員に一度も褒められたことがないという 1 年生の子供に出会いました。大規模クラブでございました。子供たちと、それから支援員が近くにいること、あるいは身近にいることですね、そういった環境条件がひょっとしたら子供の育ちに大きく影響するのではないかと感じました。それを阻害するような環境条件をあえて設置するということは、これは子供の最善の利益には当然つながっていかないなということを感じたところでございました。タイムシェアの課題も含めて、これは国のほうでも議論を進めているところでございますけれども、都のほうでもまた合わせて丁寧な議論していく部分かなと思いました。

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。はい。佐藤委員お願いいたします。

○佐藤副委員長

川口短大の佐藤です。

今本当に、「生活の場」というのがあったのですが、ここまでの議論、お話を踏まえると、大規模で毎日ある意味違う子供だったり、名前も分からない子供と一緒に暮らしていたり、また非常勤が多いことで先生も毎日違うし、タイムシェアみたいな形で毎日ヤドカリのように部屋を変えていくことで、安定した生活というのができない状況というのは、やはり避けるべきというか、安定した生活をいかに作れるか、というところの視点はすごく大事なのかなというふうに私も思っています。先ほど、41 人以上のクラブが 4 割ということで、大規模化という話があったのですが、その大規模化になっている状況というのが、支援の単位の人数が多いということだけではなくて、都内の場合それこそ全児童的な、自治体独自の事業で行っているところであれば定員をそもそも設けていないところもある。待機児童解消というところの目的はもちろんあるにせよ、定員が設けられていないので、大規模といってもすごい 100 人単位の大規模というのも生じていますし。あと支援の単位というのが、言い方難しいのですが、どうしても形だけになっているというところも、書類上「支援の単位」として形は整っているけれども、実際は多い人数で多い職員が全体的に育成支援を行っているようなところもあったりすると思うので。まず支援の単位のところで、場所があって同じ子供がいて同じ職員がいてというところの、厳密にという言い方がいいのかわかりませんが、「支援の単位」といわれているものを「支援の単位」として実施できているかどうかというところはすごく大事なところなのかなとは思っています。なので、数字以上に多分大規模化していると思うので、そこの部分の支援の単位の 41 人以上の 4 割に対するアプローチというのはもちろん必要なのですが、それ以外の側面で大規模化しているクラブの生活を、どういうふうに安定させていけるのかというところの視点も必要なのかなと思いました。

以上になります。

○植木委員長

ありがとうございました。

子供たちが精神的にも安定して放課後を過ごすということ。これは、楽しく過ごせるということの基盤になるというふうに思いました。もう一つはやはり職員ですね。職員が安定的に勤務ができる、あるいは継続的に子供たちに対応できるような、そういった条件ですね。そういった意味では常勤職員であるとか、あるいは採用条件の安定であるといったことも大変重要になってくるし、それによって継続的に勤務ができれば子供たちも同じ職員に安定的に長く対応してもらえるとというふうなこと。これもまた子供の最善の利益につながるのかなとも思いました。

ありがとうございました。

他にもご意見があるかもわかりませんが、誠に恐縮ですが時間の関係もごさいますので次の課題に移ってまいりたいと思います。

次は1の2つ目でございます。「子供の視点で充足した質の高いサービス」の2点目。子供の自主性、社会性及び創造性をはぐくむ活動内容をどのように考えるか。先ほどのテーマの中にも少しこの内容含まれていたかとも思いますけれども。この点に関しましてご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

佐藤委員お願いいたします。

○佐藤副委員長

すみません度々。川口短大の佐藤です。

この視点自体が、先ほどの「生活の場」というところの学童クラブというところを考えたときに、自主性とか社会性とか創造性を育む活動内容をどう考えるか、というような課題設定をすると、おそらく「こうこうこういうプログラムをすればこういう力が身につく、だからこういうプログラムに補助をつけましょう」という形にどうしても分かりやすくなってしまふのかなというところがあつて。ちょっとそういうのではない代替案が今出るわけではないのですけれども、この課題設定自体が若干児童クラブというものの性質を考えたときに、どうしてもちょっと怖いなというところが正直あるので。何か個別具体的なこういうプログラムが自主性・社会性・創造性を育むにはいいよ、というような捉え方だったり、そういう議論というようなもっていき方はあまりしないほうがいいのではないかというふうに、そもそもの話になってしまうのですが、このところがちょっと気になりました。

以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

とても重要なご指摘だったと思います。確かに何かプログラムを行って、それに補助金をつけるということも方法としてはあり得るわけですが。果たしてそれで完了するかということも一方では疑問として残るわけですね。確かに、先ほど1点目で議論をした、適切な環境条件ですよね。職員の配置も含めた、あるいはタイムシェア等の課題も含め、やはりそれが基盤にあつて、その上に子供たちの自主性、社会性及び創造性が育

まれるのだということです。先ほどの1点目と今議論に上がっている活動内容の豊かさ、これはセットで議論をしていくということが今日の時点では確認ができたかなと思います。そういう意味ではこの課題の整理も、1のところでこの2つの課題がセットになっておりますので、そのようにこの専門委員会では基本的には議論を進めるということが確認できればよろしいかなと思いました。

ありがとうございました。

坂井委員、お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

一方でいろいろな調査研究を見ますと、日本は圧倒的にリテラシーは高いのですが、小学生時代ですね。自主性だったり世の中を変える力ありますか？とか、という問いに対して、世界の中でものすごく低いんです。将来なりたい職業がありますか？という職業ランキングでも、日本の小学生は30.6%が「ない」と答えているんです。インドとか中国とかは1.6% くらいなんです。それを考えると学童保育で過ごす時間というのは小学生は非常に長いわけですから、それはある選択があってもいいのではないかなと思っています。私も、いろいろなところで学童をさせてもらっていますが、今の学童の実態をみると、残念ながら金額で各基礎自治体さんが決めてしまっているところが非常に多くて。そういうところというのは正社員がまるっきりいないと。非正規のみで回している自治体さんが実は結構多いんです。そうすると、居場所づくりという名前のもと、何もさせないというようなところも実態としてあるので。やはりある程度の選択肢を子供たちが持てるように、何かあっても私はいいのではないかなと思っています。

以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

最近話題になっている非認知能力という言葉がございますが。子供たちのコミュニケーション能力も含めて将来どうなりたいかであるとか、あるいは自分の将来性に見通しが持てるかとか、そういった生きる力につながるような力をつけていくこと。これもひょっとしたら学童クラブの自主性、社会性及び創造性という3点を育むことによってつけていける、そういう能力なのかなということも思いました。

ありがとうございました。

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

高橋です。先ほど佐藤委員からもお話があったり、何かプログラム化ということに対する危惧ということでのご発言がありましたけれども。今子供の権利条約がいろいろな場面で取り上げられていて、その中でも子供の意見表明権だとか、一昔前は子供の参画という言葉があって、いつの間にかその参画という言葉が消えていったかなという、私

はそういう印象を持っているんだけど。ではそういった子供の自主性だとか、自らがその生活の主体者としてそこでどのように過ごすのかということを、今度は学童保育としてどう保証するかの問題ですよね。そのことを考えたときに、私は〇〇をするというよりも、やはり“子供が”という、「生活の場」ということを考えたらず子供がそこに〇〇をするじゃなくて“いる”というところに目を向けること。そして日常の生活の中でどのような生活が繰り広げられるのか。実際にその現場にいる指導員と子供たちのいろんなやり取りがあって、その中でいろんなものが形作られていくということがあるんですよね。例えば折り紙が好きな子がいたら、いろんな折り紙を持っていく。その姿を仲間たちが見たら、じゃあ私はこんなのできるよ、僕はこんなのできるよということで、折り紙大会が子供たちが主導するような形で広げられていったりということもあり得るし。例えば学校の運動会の時期になれば、実際に私が経験したのは、運動会の中でのダンスをみんなの前で披露したいと。その時間を作ってほしい、その場所を作ってほしい。そういった話があれば、じゃあ1年生この時間で発表してみてとか。当然それはやりたい子だけということが基本になりますが。やはり子供発信のことがいろいろ日常の中にはあるだろうなと。その子供発信のものを、現場にいる指導員がどのように受け止めて、それをどう実現していくのか。それを一緒に考えて一緒に作り出すということが、日々の日常の中で大事にされるべきだろうなというふうに思っています。

とりあえず以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

我々は子供のためにというふうに関心していると、どうしても大人の視点で物事を語ってしまう。果たしてそれは子供たちの考えとか、意見・意向なのかというと、それは必ずしも一致しないこともあるわけです。高橋委員は現場で支援されているお立場から、やはり子供たちと一緒に放課後の生活、あるいは長期休業中の生活を作り上げていく。子供と一緒にという視点はやはり大変重要なところですよね。そうでなければ自主性、あるいは主体性は育っていかない。それからもう一つは、何かしなければいけないのではなくて何かしてもいいし、しなくてもいいし、あるいは体を動かしてもいいし、静かにしていてもいい。選べる、選択できるということが大変重要な環境条件ですよね。それが子供の自主性あるいは主体性につながっていくということも、一つ視点としては重要なことだと思います。

それでは水野委員、お願いいたします。

○水野委員

水野です。ありがとうございます。

今皆さんからお話があった内容、なるほどな、そのとおりだなと思いながら聞いておりましたが。佐藤委員がおっしゃった“プログラム化”になってしまうのではないかとこのころは、私もそのように思っております。この内容、子供の自主性、社会性、創造

性とか、全てそれを自然と育ませるためにはどのような支援が必要なのか、というところなのかなと思ったりもしました。「生活の場」でもある、というところで教育の場ではないというところなので、ここは「生活の場」でサポートする、支えるという場であるのではないかなと思う部分と、こどもまんなか社会というふうに呼ばれていますし、子供の主体性や意見表明権なども最近謳われているところでもありますので。「生活の場」の中で、やはり高橋委員がおっしゃったように、子供たちの声を聞き取れる、そして子供たちがそれを実現させていくサポート役に回ること、この自主性や社会性、創造性、またコミュニケーション力だとかいうのも育まれていくのではないかなと思いますので。この書き方というか視点については少し変更が必要なのではないかと感じました。

以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

あくまでも教育の場ではなくて「生活の場」である。これは基本ですね。外してはいけないところだと思いました。子供たちの意見、意向が「こどもまんなか」社会の肝になるわけでございますけれども。それをサポートできる力をつけていくこと、これは支援員の大変重要な専門性になっていくと思います。適切に子供たちの自主性、社会性、創造性を育む、それをサポートできる、そういった力量を備えた職員をどうすればたくさん養成できるか、あるいは配置できるかというところ。そうした職員の採用も含めた課題ということも一つ重要ななと思いました。

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。

では次、2点目でございます。課題の2「保護者の視点で充足した質の高いサービス」保護者の多様な働き方やニーズに応じて、学童クラブで提供するサービスをどのように考えるか。開所時間、送迎、昼食提供などでございます。それではこの点につきましてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、別府委員お願いいたします。

○別府委員

台東区の別府でございます。当区では昨年の夏から長期休業中の配食のサービスを始めたところでございます。実際の利用率自体は、昨年の夏でも大体12%程度でございました。ただ、利用率自体は実施されている自治体さんで異なると思うのですが。少なくとも利用できるサービスが、保護者の皆さまから選択していただけるというのは重要であると考えておりますし、また実際に大変助かると、続けてほしいというお声も頂いているところでございます。ですので我々実施している自治体としては続けていきたいと思っていますし、またこれについての補助等は、インセンティブを与えていただくというのはよろしいのかなと思っていますところでは。

○植木委員長

ありがとうございました。

夏休みの配食サービスですね。別府委員、ちょっとお聞きしたいのですが。そうした夏休みの配食サービスで、アレルギーの問題とか対応とか、そのあたりの工夫というのが何かございますか。

○別府委員

残念ながら、今私どもの区で実施しているのは、それぞれの保護者さまのニーズ、アレルギーに関して一つ一つお応えするということはできていない状況でございます。そのへんは、さらに保護者の視点で充足したというところ、質の高いサービスという意味では、そのお子さまのアレルギーを除いた食事の提供、選べるというところは重要かなと思っています。

○植木委員長

ありがとうございました。大変参考になりました。

その他いかがでございましょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員

水野です。

この保護者の部分の視点なのですが。保護者のニーズというのはとてもよく分かるのですが、どこまで保護者のニーズとして捉えて、どこまで保護者のニーズを汲み取っていくのかということも考える必要があるのかなと思います。そもそも放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉法で子供のための事業であって、なかなかそのへんがやはり保護者のニーズ、そういうところにどうしても偏ってってしまうのかなというのを最近感じていたりもします。実際子供の生きる力、そういうものを育むために保護者の働き方に応じて提供するサービスというものも考える一方、子供たちの生きる力をどう考えていくのか、ということも必要なのかなと思います。

最近開所時間の問題も、学校同様ですね。長期休業のときや、もう少し早く開けてほしいというニーズもあるとか。昼食の問題も、昨今さまざま取り沙汰されている中かなと思いますけれども。ニーズを全部受け取るではなくて、そのあたりの考え方をしっかりしないといけないのかなと感じております。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

保護者のニーズと、それから子供のニーズと申しましょうか。これは両方大事なところですけども、時にはその2つが葛藤するような、コンフリクトを起こすようなこともひょっとしたらあるかもしれないですね。原則的には「こどもまんなか」ですので、子供たちの意見・意向を優先していくという基本的な考え方で進めていくと、そこに保護者のニーズをどのように組み込んでいくことができるかというような。こういった手

順になるのかなと思いました。

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは次の課題３です。「職員の視点で充足した質の高いサービス」。職員の増配置、処遇改善、研修の充実等による人材の確保・定着・育成をどのように考えるか、でございします。この点につきましてご意見ございしますでしょうか。

水野委員、何かございしますか。

○水野委員

下げるのを忘れていました、ごめんなさい。いいですか。

○植木委員長

はい、どうぞ。

○水野委員

やはり職員がなかなか増えない、充足されないというのはどこでもお話を聞くとお思います。やはり保育士ですとか教員とは違って、放課後支援委員という名前自体も、社会的にも認知度が低いという部分も大きいのかなとお思いますし、やはり大きくは処遇ではないかというのをとても感じております。仕事に見合ったそういう対価というか、そのあたりも必要な部分。支援員に求められるものがたくさん増えてきている部分もありますし、子供だけの対応ではなくて、それこそ保護者への対応も多々ありますので。そのあたりも処遇改善の中にはしっかりと入れてあげるといいのかなと感じております。処遇がしっかりすれば定着ですとか、育成、継続というところにつながっていくのかなともお思いますので、そこは切に思う場所でもあります。

以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

職員の定着を期待するためには、その職員の処遇、これがやはり欠かせないわけですね。とはいえ、放課後児童健全育成事業は、平日の場合は放課後が中心になりますので、どうしても勤務時間が限られてしまう。そうすると短時間勤務になってしまって、非正規、あるいは常勤ではないという採用がどうしても多くなってしまう。これは全国的な傾向かもしれません。しかし一方で聞こえてくるのが、いわゆる子供たちの対応をする時間の前後の準備の時間、あるいは事務処理の時間ですね。例えば幼稚園などは、準備の時間が確保されているわけでございます。そういった意味では前後の準備も勤務というふうに捉えていくということも、一つ支援の方法としてはあり得るのかなということもおと思いました。

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。はい、坂井委員お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

非正規が非常に多くて、先ほど委員長が言われたとおり、なかなか午後の時間帯ということで常勤が増やせない実態がありますが。やはり私は常勤が必ず必要だと思っています。今本当に学童が公募で価格競争で選ばれるような時代になってしまって、圧倒的に非正規だけで回している学童保育所も非常に多いわけですね、公設民営の中で。そういう中でどうやって常勤を増やすのかというのが私は課題だと思っています。そんな中で、皆さんご案内のとおり不登校児が今 30 万人の時代ですよ。長期病欠も含めると 40 万人で、例えば午前中に学童保育所を使って不登校の子の居場所にしてあげるとか、ということであれば常勤をもっと増やせるのではないかなと私は考えています。私ども今、職員が 7200 名いるんですけれど。圧倒的に保育所が多いんですけれど。保育の現場でもやはり小学校 1 年生に上がって不登校になるので、「保育所に連れて行っていいですか？」なんて言う職員の相談が結構多いんです。認可保育園だとやはり小学生をお預かりできないので、残念ながらお断りするんですけれど。そういうのを学童で午前中お預かり授業をやるとか、ということであれば常勤がもっと増えて待遇面ももっとできるのではないかなと。不登校の子をお預かりする上では当然専門性も必要になりますので、そういうものを東京都のほうでしっかりと提供していく。ということであればいい環境が作れていくのではないかなと思っています。

よろしくお願いします。

○植木委員長

ありがとうございました。

多様なサービスを組み合わせる中で、職員の一定の勤務時間を確保できるというアイデアというのは、ひょっとしたら幾つかあるかもしれないですね。そうした各種のアイデアを今後本専門委員会でもご提示いただきながら、あるいは同時並行で進める調査研究、その中でもまた事例としてピックアップできていけばいいかなと考えております。

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

高橋です。

現場の中では本当にいろんな課題を抱えていて、いろんな子供たちがいるわけですよ。そういった子供たちとどう関わっていくのかということ。先ほども少しお話をしましたけれども、一人一人の子供たちを見ていったときに、ちょっとこの子いつもと様子がおかしいな、気になる子供というのが、子供たちが帰って来た様子を見ていると見受けられることがあります。そういった時にその場で「どうした？」というふうに声を掛けるのか、それとももう少し待ってみるのか。それは、先ほどもお話をしましたけれども、一人一人の子供たちに対しての理解。これがどこにあるのかによって違ってくだ

ろうなど。ややもすると大人の我々のほうが気になっているわけですから、「あなたの話を聞かせてほしい」と言いながらも、どんどん体は前のめりになっていって、「あなたは私が聞きたいことを答えなさい」という圧をかけてしまっているようなことがあります。そうではなくて、やっぱりその子供の声をちゃんと聞くということ。そこに結びつくにはやはり一定の経験がないと。その経験というのは、ただ単に子供と過ごす時間が長いだけではなくて、日々の振り返りがあり、その振り返りが次の保育に反映させられるという。そういったことの積み重ねがないと、なかなか難しいのかなと思っています。そういう意味では、やはり職員がどう定着していくのか、そして常勤としてそこで働き続けるということはとても大事なことになるのかなと思います。ちなみに先ほど、坂井委員からも不登校の子供の話が出ましたが。私が勤務する文京区では、常勤の配置を基本として配置をしていますけれども、やはり今日的な課題として不登校の子供との関わりというのは、大きな課題の一つになっています。実際に保護者の方から相談を受けて、ではどういった手立てが学童保育としてできるのか、またそこには学校との連携だとかいうことも全部必要になってきます。そういう意味では常勤の必要性があるだろうなと私も思いますし。あとは対子供との関係で、我々の現場にいる指導員がどのような関わりを持っていくのかということと合わせて、対保護者との関係でどのような関わりを作っていくのか。そういう意味では先ほどの議題2の「保護者の視点で…」というところで、例示には入っていませんけれども、やはり子育てに悩んでいる保護者、これでいいのかな、どうしたらいいのかな、という保護者が現場の指導員に相談できたりだとか。相談を受けるといったときにも、その内容は多岐にわたるかもしれないし。まずそのことに対して一定受け止めながらやり取りをしていって、基本は共に考えるという姿勢を現場の指導員が持ち続けることだろうなと。自分たちの手だけではなくて、関係機関との連携が必要であればそのことを基にしながらつなげていく。そういった多岐にわたった仕事が今学童保育の中では求められている、そんなふうに思います。

以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

支援員は、子供や保護者との関係性を”斜めの関係”などと表現することが大変多くなってまいりました。そうした斜めの関係を保持していくためには、やはり一定の専門性が必要であるということ。これはやはり職員の研修等で養成されるべきだと思います。一方でその経験を積み重ねていくためには、継続して働き続けられること、これも必須になっていくわけですので、やはり処遇改善と、研修の充実、それから常勤職員の雇用、こういったことは結びついているのだろうと思いました。

ありがとうございました。

坂井委員お願いいたします。

○坂井委員

先ほど言い忘れたのですが。国も、処遇改善事業は学童に対してやってくれているんですけど、これは採択率が非常に低いんです。東京都であっても 50%以下のはずなので。なぜこんなに低いのかということは、やはりここできちんと、皆さん分析・理解をしていただいて、どういうふうに各基礎自治体にそれを採択してもらうのかというのは非常に重要だと思います。

追加でした。ありがとうございます。

○植木委員長

ありがとうございました。

おっしゃるとおりだと思います。もし東京都の範囲で何か分析できることがあれば、今後報告を求めたいと思います。

ありがとうございました。

ではこの3点目に関してはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは最後の4番、「民間の参入促進」。民間参入を促進し、多様なサービスの提供体制を整備していくことについてどのように考えるか、でございます。この点につきましてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

坂井委員お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

民間業者として最初に声を上げるのは大変苦しいですが。先ほどもお伝えしましたが、民間を促進するのは私はいいことだと思っているのですが。一方で先ほども申し上げたとおり、価格競争を起こすということは私はいかがかなと思っています。直近である基礎自治体さんの公募案件などもあるんですけど、そこは金額だけ提示してください、というような自治体さんなんです。金額ありきなんですね。常勤も必要ありません。こうなってしまうと職員の継続性の観点とかさまざまな点から、では誰が利益を得るのかなと考えたら、やっぱり子供たちが被害にあって非正規の人たちも苦しむでしょうし、自治体さんも最終的にはツケが回ってくると思うので。誰も得をしないスキームになっているのですが、残念ながらそういう基礎自治体さんが非常に増えているということを、民間促進の観点からはやはり気をつけるべきことかなと思っています。

以上でございます。

○植木委員長

ありがとうございました。

この民間参入に関しましては、この専門委員会の回を重ねる中で多様な情報提供をいただきながら継続して議論をしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

以上で主な課題についての議論は終わりと致したいと思います。最後になりますけれども、全体を通しまして何かご意見やあるいはご質問がございましたらこの機会にお伺いしたいと思いますけれども。

坂井委員、お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

先ほど冒頭にご説明がありました、東京都さんが実施していただいている事業がございました。この制度について私ちょっと存じ上げていなかったもので、今後新たな制度ができるときにぜひお願いしたいことがあり、手を挙げさせていただいています。保育のほうの状況で申し上げますと、東京都さんが今年から「すくわく制度」というのを作っていただいています。これは認可保育園の中に探究型の学びを入れていきたいと思いますという素晴らしい制度なのですけれど。これは社会福祉法人には東京都さんからそのままストレートに補助金が出ておりまして、株式会社その他の法人格に関しては、残念ながら基礎自治体の採択が条件になっているんですね。これは東京都から100%の補助金にもかかわらず、基礎自治体で採択をしていない自治体がかなり多いんです。この法人による差別化というのが、子供たちにこのようなことが起こっているという実態がありますので。ぜひ学童保育においては、こういうことがないように制度設計をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○植木委員長

ありがとうございました。

今の点に関しまして、東京都から何かコメントございますか。

○事務局(東京都)

坂井委員、ご意見ありがとうございます。

そうですね、「すくわくプログラム」子供政策連携室で取り組んでいる今年度からの事業でございます。学童クラブの今後の施策を進めていく上で、都全体としていかにサービスを推進していくかという観点で、基礎自治体とも連携しながら、かつ地域によってそうした取組の差が出ないように、どういった具体的な制度設計ができるかというところは本当に真剣に考えていく必要があると思いますので、ご意見を踏まえてまた考えていきたいと思っております。

○植木委員長

坂井委員、よろしいですか。

○坂井委員

はい。ありがとうございます。

○植木委員長

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。全体を通して何かご意見ございますか。特にございませんか。

はい、水野委員お願いいたします。

○水野委員

すみません、初歩的なこととか冒頭に聞けばよかったかなと思うのですが。

こちらの認証学童クラブ制度というものに関してなのですが。そもそも基本的な設備運営基準、放課後児童健全育成事業、そこは基本的には死守して守った上での新たなプラスアルファという意味での、東京都認証学童クラブ制度創設という形の理解でよろしかったでしょうか。

○植木委員長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局でございます。

お見込みのとおりでございます。現行の設備運営基準は、最低の基準というふうになっていますので、それに質を確保するためにどのような上乘せの基準を作っていくかというところで考えております。

○水野委員

ありがとうございました。

○植木委員長

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、長時間にわたりましてご意見を伺ってまいりました。委員の皆さま方どうもありがとうございました。現在国のほうでも、放課後児童クラブの運営指針の改正作業が進められております。そうした国の動向とまた兼ね合わせながら、東京都としてどのような底上げが可能か、今後はリンクさせながらこの専門委員会も進めていければと思っておりますので。次回以降、国の流れの報告も少し含めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

どうもありがとうございました。

それでは、今日準備されました議事は以上でございます。それでは事務局に、今後の予定などお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

次回、第2回専門委員会でございますけれども、途中でご説明しましたとおり8月下旬から9月上旬を考えております。議題につきましては、現在行っております実態調査の結果報告や、関係者のヒアリングを通じてさらに課題を掘り下げてご議論いただければと思っております。

日程につきましては、これから調整をさせていただく予定でございます。委員の皆さまにおかれましてはお忙しいところ恐縮ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○植木委員長

それでは本日の第1回の専門委員会は、以上で終了させていただきます。

皆さま方、どうもありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

以 上

(午後6時52分 閉会)